

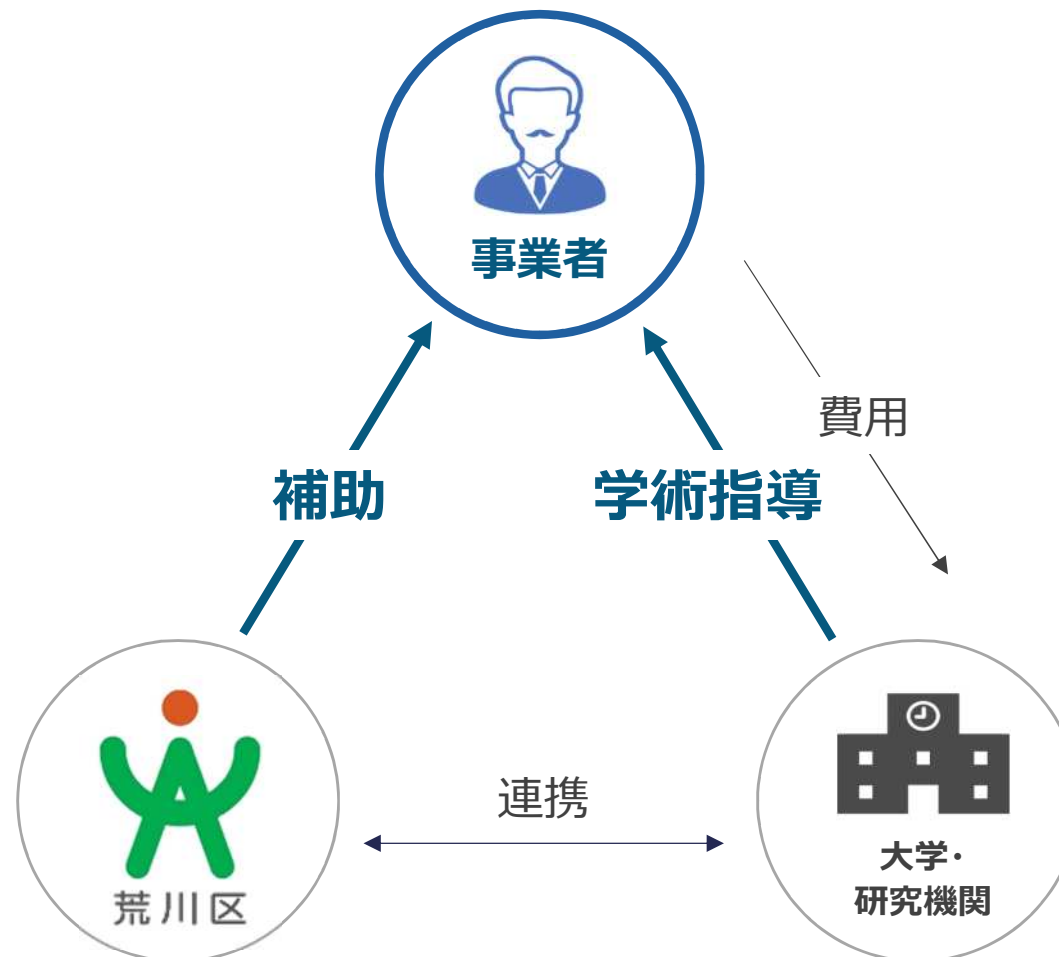
企業課題相談支援事業補助金

荒川区 経営支援課 産業活性化係

企業課題相談支援事業補助金とは？

指定の大学・研究機関から学術相談を受ける場合に要する費用の一部を補助いたします。

限度額20万円・補助率10/10

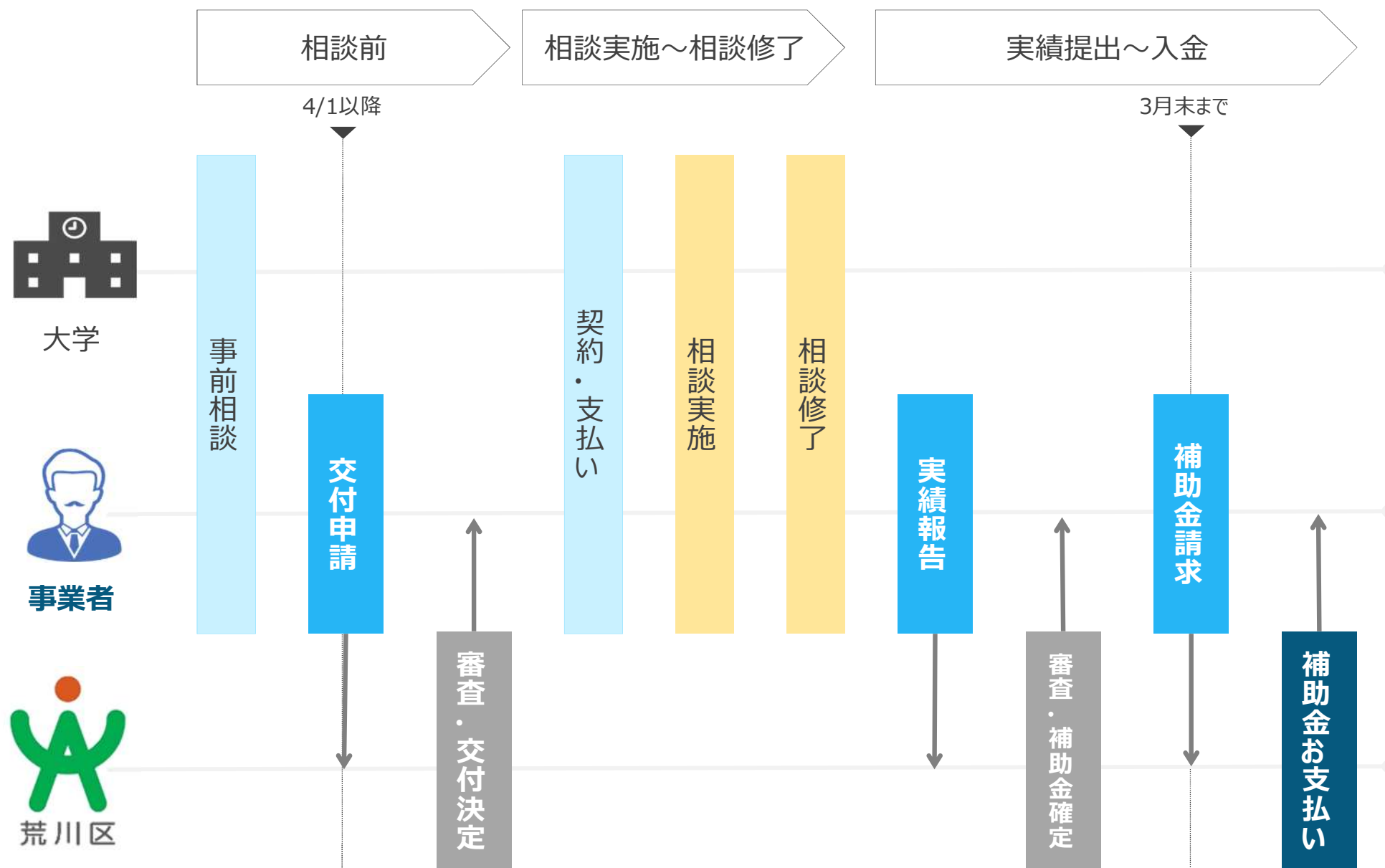


補助金の概要

補助対象者	①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者で、区内に本社を有するもの（区内で引き続き1年以上事業を営むもの） ②申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税又は前年度分の個人住民税を滞納していない者 ※みなし大企業は対象外
補助上限額・補助率	20万円（千円未満切り捨て）、10分の10
補助対象経費	対象の大学等から受ける 学術相談に要する学術相談料
対象大学等	荒川区と連携協定を締結している以下の大学等 東京都立大学、都立産業技術大学院大学、東京電機大学、東洋大学、 商工会議所が実施する産学公連携相談窓口

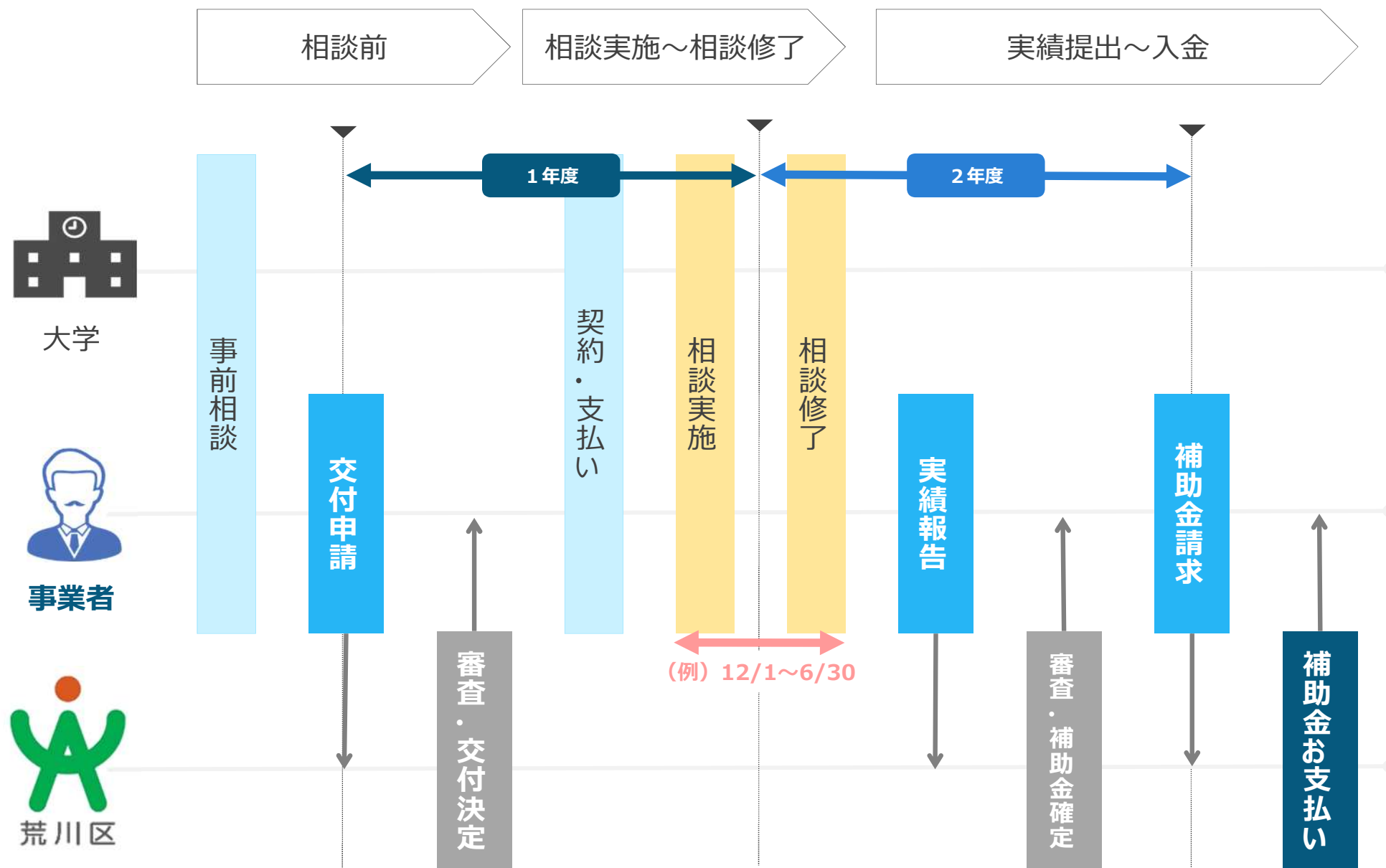
補助金交付までの流れ

ケース1 同一年度内(3月末まで)に完了する場合



補助金交付までの流れ

ケース2 複数年度わたる場合



申請に必要な書類

1

第1号様式 交付申請書

[illegible]

2

直近の事業年度分法人都民税 / 前年度分個人住民税の納税が確認できるもの

領收書、
納税証明書etc



3

相談内容を説明する資料
(必要に応じて)

技術に関する資料、
支援計画 etc



実績報告に必要な書類

1

第8号様式 実績報告書

台灣省勞工保險局 (請用正楷填寫) 年 月 日		台 南 市 關 稅 局 第 二 分 局							
受 理 人 姓 名 職 務 職 稱 職 別 職 等		姓 名 職 務 職 稱 職 別 職 等							
受 理 人 姓 名 與 受 理 人 姓 名 最 近 親 屬 姓 名 及 職 務 表									
附：(請於左列親屬姓名後面填寫與受理人姓名之關係) (為受理人受薪之子女，以不超過六人 為限) (請於左列親屬姓名後面填寫與受理人姓名之關係)									
1. 受 理 人 姓 名									
2. 受 理 人 親 屬	(1. 受理人受薪之子女)	(2. 受理人受薪之子女)	(3. 受理人受薪之子女)	(4. 受理人受薪之子女)	(5. 受理人受薪之子女)	(6. 受理人受薪之子女)	(7. 受理人受薪之子女)	(8. 受理人受薪之子女)	(9. 受理人受薪之子女)
3. 備 註									

(請將受理人姓名及受理人姓名最親近之親屬姓名填於左列) (請於左列) (請於左列)

2

学術相談契約書の写し

契約書

3

大学等への支払い・金額を 確認できるもの

振込明細書
(+振込依頼書、
請求書etc)



ご留意いただくこと

- ✓ 1,000円未満の額は切り捨てです。
- ✓ 国、地方公共団体など、他の機関から補助金を受けた場合は、その額については、補助対象経費から控除いたします。
- ✓ 以下の内容を変更する場合は変更・中止申請書（第5号様式）をご提出ください。
 - （1）学術相談料を変更する場合
 - （2）相談内容の大幅な変更、追加をしようとする場合
 - （3）相談を中止、廃止しようとする場合

Q&A

Q

補助金の交付は限度額内であれば、何度でも申請可能か。

A

可能です。複数回申請する場合の補助金額は、申請ごとに1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。（要綱第7条4項）

Q

複数年度に跨るものについて、初年度に補助金を交付してもらえないか。

A

相談が完了する日が属する年度に経費総額を補助対象経費として扱うため、初年度の交付はできません。（要綱第7条5項）

東京商工会議所が実施する産学公連携相談窓口

東京商工会議所が持つ幅広いネットワークを活用した大学・研究機関とのマッチングサービス

活用するメリット

- ① 東京商工会議所と連携している **51** の連携研究機関へ一度に問い合わせが可能（照会）
- ② 原則、**3週間以内**で対応可否の回答が得られる
- ③ 東京商工会議所への相談～照会は無料

